

P F S アクションプランに係る令和2年度の取組状況のフォローアップ結果について

番号	アクションプランにおける記載	令和2年度の取組状況及び令和3年度以降の取組予定	民間の有識者（※）からの意見
3 (1) ア 共通のガイドラインの作成	<p>● P F Sを活用しようとする地方公共団体等の参考となるよう、海外のガイドラインや、先進的な事例を踏まえつつ、以下を始めとする事項についての考え方を整理した共通のガイドラインを作成する。その際、民間事業者、評価専門家、外部有識者等の意見も踏まえる。（令和2年度）＜内閣府＞</p>	<p>【内閣府】令和3年2月に、民間事業者、評価専門家、外部有識者等の意見も踏まえ、共通のガイドラインを作成・公表した。 令和3年度以降は、セミナー等を通じて、作成したガイドラインの活用方法等についての周知に取り組むこととする。</p>	<p>【金子氏】共通のガイドラインにより、行政の動きが整理されたことで、民間にとっても提案の参考になり、今後の案件形成の促進に繋がる。 【幸地氏】共通のガイドラインと今後、事業所管省庁が作成する分野別の手引き等が、地方公共団体職員にとって、分かりやすく使いやすいものとなるよう、それらの内容について、齟齬が生じないようにするとともに、それらの資料の活用方法、活用場面を明確化する必要がある。</p>
イ P F Sを活用する地方公共団体等に向けた支援	<p>● 地方公共団体における導入可能性の検討の支援（支援事業）を実施し、P F S事業の案件形成を促進する。また、他の地方公共団体における導入可能性の検討に資するよう、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をガイドラインに反映させる。（令和2年度から）＜内閣府、関係省庁＞</p>	<p>【内閣府】令和2年度支援事業として、下妻市における「下妻式コンディショニング事業」及び堺市における「地域産業施策におけるP F S活用推進事業」の案件形成支援を実施している。また、検討事項や過程等は、地方公共団体等の参考となるよう、報告書として取りまとめ、令和3年度早期に、公表することを予定している。 支援事業は、令和3年度も継続して実施する。 【国土交通省】まちづくり分野へのソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）の導入を具体的に検討する地方公共団体を公募し、その中から選定された前橋市における「前橋市アーバンデザインモデルプロジェクト」に対して、コンサルタント等の専門家を派遣することで、S I Bの案件形成を支援し、モデル事業を通じて判明した課題等をまとめている。また、シンポジウムを開催し、モデル事業の概要や事業成果報告について各自治体等への周知を行った。（令和2年度の委託事業）</p>	
	<p>● 支援事業等を通じて、地方公共団体のP F Sの活用分野等に関するニーズの把握・掘り起こしを進めるとともに、必要に応じて、新たな重点分野を設定し、その分野を所管する府省庁を中心としてP F Sの普及促進に取り組む。（令和2年度から）＜内閣府、関係省庁＞</p>	<p>【内閣府】令和2年度は、支援事業等を通じて、地方公共団体のP F Sの活用分野等に関するニーズの把握を進めた。 令和3年度以降は、海外事例等も参考に、引き続き、ニーズの把握、PFSへの適性検討を進める。 【厚生労働省】3月31日時点で、就職氷河期世代の不安定就労者の多い全国16の都道府県において、民間委託による成果連動型の就職支援を実施中。事業実績は公表される予定である。 民間教育訓練機関への委託等により行う公的職業訓練においても、就職実績等に応じた委託費等の支給を行っており、引き続きこういった取組を進めてまいりたい。行政事業レビューにおいて検証等を行い結果を公表している。</p>	<p>【青柳氏】国が実施したP F S事業については、事業終了後に検証を行い、その結果を公表する必要がある。 【幸地氏】P F Sの活用分野を拡大する必要がある。そのために、海外事例等を参考に、P F S活用可能性が高い事業分野を抽出し、その分野を所管する省庁と連携して、当該分野におけるP F Sの普及促進に取り組む必要がある。</p>
	<p>● 加えて、P F Sの活用に応じた課題を把握し、関係省庁の協力を得て改善策を検討するとともに、P F Sの活用により追加的に発生する様々な負担を把握し、関係省庁の協力を得て、それを軽減するための対応を検討する。（令和2年度から）＜内閣府、関係省庁＞</p>	<p>【内閣府】令和2年度は、支援事業等を通じて、P F Sの活用に応じた課題を地方公共団体等から聴取するなどにより、その把握に努めた。また、課題に対応するため、3 (2) エに記載の補助事業や、P F S官民連携プラットフォームの構築等について検討し、必要な予算要求を行った。 令和3年度以降も引き続き、P F Sの活用に応じた課題の把握、情報の提供等に努めることとする。</p>	<p>【幸地氏】把握された課題の内容と対応策について、公表する必要がある。</p>

番号	アクションプランにおける記載	令和2年度の取組状況及び令和3年度以降の取組予定	民間の有識者（※）からの意見
	<ul style="list-style-type: none"> ● P F Sに関する専門的知識を有する者を地方公共団体に派遣することを検討する。（令和3年度から）＜内閣府＞ ● P F S事業に活用可能な支援制度等（ヘルスケアサービス社会実装事業、地方創生推進交付金等）の情報を集約し、地方公共団体や民間事業者に提供する。（令和2年度から）＜内閣府、関係省庁＞ 	<p>【内閣府】令和2年度は、P F Sに関する専門的知識を有する者として、内閣府職員を講師として、地方公共団体へ11回派遣し、延べ148の地方公共団体に対し、P F Sの説明等を行い、その活用を働き掛けた。令和3年度以降も引き続き、本取組を継続する。</p> <p>【内閣府】令和2年度は、P F S事業に活用可能な支援制度等（ヘルスケアサービス社会実装事業、地方創生推進交付金等）の情報を集約し、ポータルサイトに掲載した。令和3年度以降も、適時の情報更新と併せ、本情報の充実を進める。</p>	
ウ P F S事業の横展開に向けた理解促進等	<ul style="list-style-type: none"> ● P F Sのポータルサイトを通じて、国内外の先進的な事例等の情報を提供する。（継続）＜内閣府＞ ● 地方公共団体等を対象としたセミナー等の開催のほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、P F Sについての理解促進を進め、その活用を働き掛ける。（令和2年度から）＜内閣府＞ ● P F S活用の気運を醸成するため、P F S活用のための地方公共団体等と民間事業者、大学等との連携、情報共有を促進するネットワークの構築に取り組む。（令和3年度から）＜内閣府＞ 	<p>【内閣府】令和2年度は、P F Sのポータルサイトにおいて、国内の先進的な事例を3件追加掲載するなど、情報の充実に取り組むとともに、地方公共団体等に対して本ポータルサイトの周知を進め、活用を図った。令和3年度以降も引き続き、国内外の先進的な事例等の情報収集を行う、P F Sのポータルサイトを通じて、それらの情報を提供する。</p> <p>【内閣府】令和2年度は、P F Sに関する専門的知識を有する者として、内閣府職員を講師として、地方公共団体へ11回派遣し、延べ148の地方公共団体に対し、P F Sの説明等を行い、その活用を働き掛けた。（再掲）また、法務省、厚生労働省、経済産業省が開催する各種会議等を活用して、地方公共団体等に対し、P F Sの活用の働き掛けを行ったほか、令和3年3月に地方公共団体等を対象としたPFSに係る施策説明会を開催した。さらに、P F Sの特徴等を取りまとめたパンフレットを作成し、全国の地方公共団体に配布した。令和3年度以降も、引き続き、地方公共団体等を対象としたセミナー等を開催するほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、P F Sについての理解促進を進め、その活用を働き掛ける。</p> <p>【内閣府】令和2年度は、P F S活用のための地方公共団体等と民間事業者、大学等との連携、情報共有を促進するためのP F S官民連携プラットフォームの構築に着手した。令和3年度夏ごろに、参加者募集を開始予定。</p>	<p>【金子氏】事例集、パンフレットなどが、P F Sを初めて活用しようとする団体職員にとって、分かりやすいものとなっている。</p> <p>【幸地氏】ポータルサイトに掲載されている国内事例の情報は充実していて非常によい。海外の事例でも参考になる事例が多くあるので、もっと掲載すべきである。</p> <p>【青柳氏】地方公共団体への働きかけは重要であり、積極的な取組がされていると評価できる。</p> <p>【金子氏】地方公共団体への職員派遣は、啓発活動として、有効なので、継続していただきたい。</p>
エ P F Sの補助制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体によるP F Sの活用を支援する「アウトカムファンド」等の海外の取組を参考に、関係省庁と連携し、P F Sの補助の仕組みについて検討する。（令和2年度から）＜内閣府、関係省庁＞ 	<p>【内閣府】令和2年度は、地方公共団体によるP F S事業の委託費における成果連動部分等に対する補助事業（成果連動型民間委託契約方式推進交付金）の検討、必要な予算要求を行い、同事業の公募を開始した。令和3年度は、上記補助事業を活用し、地方公共団体が行うP F S事業を支援する。また、地方公共団体によるP F Sの活用を支援する「アウトカムファンド」等の海外の取組を参考に、関係省庁と連携し、P F Sの補助の仕組みについて検討する。</p>	<p>【青柳氏】 【金子氏】 【幸地氏】 交付金は重要な一歩であり、活用促進に大きな効果が期待される。</p> <p>【青柳氏】 本来、海外のように、複数年度で柔軟に執行できるような制度設計が望ましい。</p> <p>【幸地氏】 P F S事業は多様であり、柔軟な運用ができるように工夫してほしい。</p>

番号	アクションプランにおける記載	令和2年度の取組状況及び令和3年度以降の取組予定	民間の有識者（※）からの意見
3（2） ア 医療・健康、 介護分野 （ア）分野別のPFS事業実施のための手引きの作成	<p>● 共通のガイドラインを踏まえた上で、PFSを活用する地方公共団体の参考となるよう、関係省庁の支援を受けた事業等の事例をもとに具体的な成果指標や支払条件等について例示等する分野別のPFS事業実施のための参考となる手引きを作成する。当該手引きにおいては、例えば以下の点を盛り込むものとする。（医療・健康：令和3年度、介護：令和4年度） <厚生労働省、経済産業省></p>	<p>【厚生労働省・経済産業省】令和2年度は、医療・健康および介護の両分野において、過去に案件形成支援を行ったPFS事業の事例をもとにした手引きの作成を開始した。令和3年度は、共通のガイドラインと齟齬がなく且つその活用方法もわかりやすい内容となることを目指し作成を進めることとし、令和3年度早期に公表することを予定している。</p>	<p>（再掲）【幸地氏】共通のガイドラインと今後、事業所管省庁が作成する分野別の手引き等が、地方公共団体職員にとって、分かりやすく使いやすいものとなるよう、それらの内容について、齟齬が生じないようにするとともに、それらの資料の活用方法、活用場面を明確化する必要がある。</p> <p>【幸地氏】分野別のPFS事業実施のための手引きの作成に当たっては、関係省庁の支援を受けた事業等の検証結果を踏まえ、改善すべきとされたことを考慮する等、適切に行う必要がある。</p>
（イ）支払額等や 成果指標の評価の 根拠となるエビデ ンス環境の整備	<p>● 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等の設定等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合に具体的にどのような政策効果（インパクト）を期待し得るかや地方公共団体が保有するデータの活用方法について、関係省庁の支援を受けた事業等の事例や研究等をもとに参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者に提供する。（令和2年度から）<厚生労働省、経済産業省></p>	<p>【厚生労働省・経済産業省】過去に案件形成支援を行った事業の事例をもとにした成果指標や支払い条件の設定根拠等のエビデンスについて、3（2）ア（ア）記載の分野別のPFS事業実施のための手引きに集約し記載することを予定している。</p> <p>【厚生労働省】介護について、令和2年度老人保健健康増進等事業において、介護予防に関する成果連動型の取組を行っている市町村の事例の収集を行うとともに、すでに取組を実施している市町村の協力を得て、効果の検証等を行い、成果連動型の取組を推進する際の留意事項等を整理した上で、報告書にまとめることとしている。</p>	
	<p>● PFS事業の具体的取組内容とそれによる成果指標の改善状況等といった結果が、今後PFSを活用する地方公共団体にとって参考にし得るものとなることから、関係省庁が支援したPFS事業については、関係者の同意が得られる範囲で、その結果から得られた知見を地方公共団体や民間事業者に提示する。（令和2年度から）<厚生労働省、経済産業省></p>	<p>【厚生労働省】厚生労働省は、過去に案件形成支援を行った保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業「以下「モデル事業」という。」を踏まえた事例集（平成29年～令和元年の3年分）を作成し、令和3年9月に全国の地方公共団体に対し周知を行った。令和3年度中に内閣府主催のセミナーにおいて、当該事業の概要や得られた知見等を説明予定。</p> <p>また、介護については、令和2年度老人保健健康増進等事業において、介護予防に関する成果連動型の取組を行っている市町村の事例の収集を行うとともに、すでに取組を実施している市町村の協力を得て、効果の検証等を行い、成果連動型の取組を推進する際の留意事項等を整理した上で、報告書にまとめることとしている。</p> <p>【経済産業省】過去に案件形成支援を行い昨年度に事業が終了した八王子市と神戸市のSIB事業について、各事業の中間支援組織と共同で、事業結果と事業内容・事業スキーム・成果指標・支払い条件・評価方法を総括するレポートを作成。神戸市SIB事業は令和2年10月に、八王子市SIB事業は、令和3年3月に、それぞれ公表した。令和3年度は、広島県SIB事業の総括レポートを作成し公表することを予定している。</p>	<p>【青柳氏】PFS事業では、試行錯誤しながら成果指標や支払条件について、好事例となるものを蓄積、公表していくことが重要である。この点で、神戸市SIB事業の総括レポートは非常に良い取組である。厚生労働省においても、事業の成果評価や事業自体の検証・評価を丁寧に行い、その結果を詳細に公表する必要がある。</p>

番号	アクションプランにおける記載	令和2年度の取組状況及び令和3年度以降の取組予定	民間の有識者（※）からの意見
(ウ) 横展開を進めるための支援事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なP F Sの活用例を蓄積し、その横展開を進めるため、これまでP F Sの活用による課題解決の実績がないものを中心に、地方公共団体を対象とする案件形成支援事業を始めとした支援を実施する。（継続）＜厚生労働省、経済産業省＞ ● 関係省庁の支援を受けたP F S事業については、事業の成果の検証を行い、それにより、医療・健康、介護分野におけるP F Sの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。（令和2年度から）＜厚生労働省、経済産業省＞ 	<p>【厚生労働省】神奈川県等、P F Sに関心のある地方公共団体からの相談に対し必要な助言等を行っている。</p> <p>【経済産業省】熊本県内の複数地方公共団体に対し、認知症等への備えと共生を事業テーマとした案件形成支援を実施、令和3年度にP F S事業として開始する予定。令和3年度以降も引き続き案件形成支援を実施し、モデル事業を創出する。</p> <p>【厚生労働省】モデル事業の成果の検証を行った結果、改善が必要な制度や課題等は、把握されなかった。今後も、改善が必要な制度や課題等を把握した場合は、随時対応していく。</p> <p>【経済産業省】3（2）ア（イ）に記載の総括レポート作成を通じて、医療・健康及び介護分野におけるP F Sの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。</p>	<p>民間の有識者（※）からの意見</p> <p>【青柳氏】 【幸地氏】 P F Sの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等は数多く残されていると考えており、医療・健康、介護分野を所管する関係省庁においては、課題等の把握を丁寧に行い、その調査結果や、課題等が把握された場合の対応状況について、公表する必要がある。</p>
(エ) P F Sの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等により、地方公共団体と民間事業者等に対してP F Sの活用を働き掛ける。（令和2年度から）＜厚生労働省、経済産業省＞ 	<p>【厚生労働省】令和2年度は、P F Sに係るセミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等は、実施していない。必要があれば、セミナーや各種会議等の場において地方公共団体や民間事業者等に対して情報発信していく。</p> <p>【経済産業省】地方公共団体や民間事業者等に対し、P F S/S I B活用セミナーや個別相談会等を開催あるいは講演を実施している。なお、令和3年3月には内閣府・厚生労働省に加え、九州経済産業局・福岡財務支局・九州財務局と共催で、九州地域を中心としたP F Sに係るウェビナーを実施した。令和3年度以降も引き続き、本取組を継続する。</p>	<p>【幸地氏】特に厚生労働省において、地方公共団体におけるP F Sの活用が進むよう、地方公共団体に対し、より積極的な情報発信や働きかけを行うことを求める。</p>
(オ) 交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるP F S事業の普及促進策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険の保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）において、特定健診などの分野を含め保険者から民間事業者に委託してP F S事業を実施する場合の成果運動部分を補助対象とする。（令和2年度から）＜厚生労働省＞ ● 介護保険の保険者機能強化推進交付金等においても、地方公共団体の介護予防等の取組におけるP F Sの活用を評価する指標を新たに設定する。（令和2年度から）＜厚生労働省＞ 	<p>【厚生労働省】令和2年度から国民健康保険の保険者努力支援交付金において、P F S事業を実施する場合の事業実施経費が交付対象であることを、交付要領で定め発出した。令和3年度も継続予定。</p> <p>【厚生労働省】令和2年度に保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援金の指標に、NPOや民間サービスなどに高齢者の心身改善等の成果に応じて報酬を支払う成果運動型の委託を実施していることを加えた。また、令和3年度においても、引き続き当該指標を設定している。</p>	<p>【青柳氏】 保険者努力支援交付金の活用状況についての情報を公表するとともに、同交付金の医療・健康分野でのP F Sの普及促進への効果についての検証等に取り組む必要がある。</p> <p>【青柳氏】 保険者機能強化推進交付金等に係るP F Sの活用に関する評価状況についての情報を公表するとともに、同交付金等の介護分野でのP F S普及促進効果について検証等に取り組む必要がある。</p>

番号	アクションプランにおける記載	令和2年度取組状況及び令和3年度以降取組予定	民間の有識者（※）からの意見
イ 再犯防止分野（ア）分野別のPFS事業実施のための手引きの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 再犯の防止等の推進に関する法律では、国のみならず地方公共団体においても、再犯の防止等に関する施策を実施する責務があることが明記されたこと、同法に基づき策定された再犯防止推進計画では、7つの重点課題の一つに地方公共団体との連携強化が掲げられていること等を踏まえ、地方公共団体に対し再犯防止分野におけるPFSの活用を働き掛ける。そのため、共通のガイドライン等を踏まえた上で、地方公共団体が事業を実施する上で参考となる成果指標や支払条件等の例示等を盛り込んだPFS事業実施のための参考となる手引きを作成する。また、当該手引きにおいては、例えば以下の点を盛り込むものとする。（令和3年度から）＜法務省＞ 	（令和3年度以降に実施）	
（イ）支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合にどのような政策効果（インパクト）を期待し得るかについて先進的な事例や研究等をもとに参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者に提供する。（令和2年度から）＜法務省＞ 	<p>【法務省】令和元年度に実施した調査研究の結果を法務省HPに公開した。</p> <p>また、令和3年度からSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業を導入する予定であり、それに向けた具体的な検討を進めているところ、そうした検討や事業の実施を通じて明らかとなった情報等についても、今後、手引きに掲載するなどして地方公共団体や民間事業者に提供することを予定している。</p>	【青柳氏】再犯防止に関するエビデンス環境の整備については、引き続き、積極的に取り組んでいただきたい。
（ウ）事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度に法務省が実施した調査研究の結果を踏まえ、再犯防止分野におけるPFSによるモデル事業実施に向け、同事業における成果指標や支払条件等の詳細化や具体的なデータ活用方法の検討・決定といった準備を行う。（令和2年度）＜法務省＞ ● 地方公共団体においても、再犯防止分野でPFSを活用する際の参考となるよう、成果指標の評価の基盤となるデータの整備や適切な成果指標及びその評価の在り方等について検討する。（令和2年度から）＜法務省＞ 	<p>【法務省】令和元年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、SIBを活用した事業の導入に向け、成果指標や支払条件等の詳細化に関する検討を進めている。</p> <p>【法務省】地方公共団体に対して、再犯防止推進計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標に関するデータの提供を行っている。</p> <p>また、地方公共団体が再犯防止分野でPFSの活用を検討する際の参考となるよう、引き続き、成果指標の評価の基盤となるデータを整備するとともに、適切な成果指標及びその評価の在り方についても検討を進めている。</p>	【幸地氏】令和3年度から取り組むSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業は、海外事例等と比べ、受託者に委託する事業の範囲が狭いと感じる。学習支援のみならず、再犯防止のための様々な支援全般を委託する設計にすることを期待する。

番号	アクションプランにおける記載	令和2年度取組状況及び令和3年度以降取組予定	民間の有識者（※）からの意見
(エ) PFSの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に法務省が実施した調査研究の結果等も踏まえつつ、地方公共団体に対し、各種会議等の場における情報提供等を通じ、PFSの活用を働き掛ける（令和2年度から） <法務省> 	<p>【法務省】令和3年1月に実施した第3回都道府県再犯防止等推進会議において、当省が令和3年度からSIBを活用した事業を実施予定である旨を周知するとともに、内閣府の協力を得つつ、地方公共団体に対してPFSの活用に関する情報提供を行った。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> PFS活用のための地方公共団体と民間事業者や大学、研究機関の間の連携、情報共有を促進する。（令和2年度から） <法務省> 	<p>【法務省】令和2年度、民間事業者の主催する研究会への参画等を通じて、民間事業者や大学、研究機関とのネットワーク構築を図った。また、令和3年3月に実施した第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）において、民間事業者やSIBを活用した事業に知見のある海外の有識者と連携し、SIBを活用した再犯防止の取組に関する情報発信を行った。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止分野におけるPFSの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。（令和2年度から） <法務省> 	<p>【法務省】令和3年度からSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業を導入する予定であり、それに向けた具体的な検討を進めているところ、そうした検討や事業の実施を通じて、PFSの普及促進において改善が必要な制度や課題等の把握に引き続き努めていくこととしている。</p>	
<p>アクションプランに定めのない取組に関する提案</p>	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> PFS事業の案件形成を円滑に進めるため、社会的コストの削減額の算出方法について国内外の先行事例等の調査研究を行い、順次、算出に必要なデータの整備・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症等、PFS事業で想定外の事態が発生した場合の対応方法についての情報収集を行う。また、収集した情報について、地方公共団体の参考となるように整理し、公表する方法について検討する。 成果運動型民間委託契約推進交付金の事業を通じて、成果の評価方法についての相談対応を実施する。 	<p>【青柳氏】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府として進めているEBPMの施策との接続を念頭に置きながら、各地のPFS/SIBの成果としてのデータを集約・分析することで、エビデンス構築・活用を並行して進めていただきたい。 <p>【金子氏】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたPFS事業がある。このような、PFS事業で想定外の事態が発生した場合の対応策について、地方公共団体の参考となるように整理し、公表することが望ましい。 <p>【幸地氏】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの地方公共団体が、PFS事業の成果の評価について、どのように取り組めばよいのか悩んでいることから、成果の評価方法について、相談対応できる体制を構築できるとよい。 今後のPFSの案件形成に資するよう、実施されたPFS事業の成果指標と、その達成に必要なコスト、支払額の根拠等を整理したデータベースのようなものを整理、公表することが望ましい。 	

※民間の有識者として、以下3名の実務家から意見を聴取した。

一般財団法人社会変革推進財団 専務理事	青柳 光昌 氏
株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 室長	金子 忠裕 氏
ケイスリー株式会社 代表取締役	幸地 正樹 氏